平成29年度産業建設委員会視察報告

1 地場産業センター「かいてらす」の運営について(山梨県甲府市)

今回このセンターを視察箇所に選定したのは、木曽地域地場産業振興センターの今後の運営の参考とするために訪問したものです。

昭和60年9月に開館した山梨県地場産業センター「かいてらす」は、平成27年4月に、累計入館者数600万人を突破し、甲府市内の国仲地域における地場産業の振興拠点施設という立地条件にも恵まれていて、健全な経営環境にある印象を受けました。

山梨県には、さまざまな地場産業製品があります。研磨宝飾品、絹織物、印章等々の地場産品を春と秋に、それぞれ三日の地場産業まつりを実施し、各々1万人程度の入館者数があり、売上金も2千万円を超え、これ以外にも通年型イベントを9回実施しています。

また、事業収入約1億2千万円に占める補助金の割合は2.3%で、商品力の強化、販売力の強化、経営の健全化の3本柱による確実な事業実施計画をたて、運営されていました。

2 第34回全国都市緑化はちおうじフェアについて

平成31年春に松本平広域公園をメイン会場に開催される第36回全国都市緑化信州フェアの参考とするために実際に開催されている状況を視察しました。このフェアは八王子市100周年記念事業として、八王子市単独で富士森公園をメイン会場に、9月16日から10月15日までの30日間の予定で開催されていました。

視察に訪れた日は、開会から 10 日ほどが経過したところで、シャトルバスの運行や会場案内等に担当職員も慣れてきた様子で、スムーズな案内をしていただきました。

メイン会場は、市の中心に位置し、フェア会場の草花植栽や整備には、多くの地域住民のボランティア活動により準備



できたとの説明を受け、信州フェアの本市サテライト会場の準備・設営に活用 できるよう研究する参考となりました。

メイン会場の富士森公園は、テーマごとに、趣向を凝らした数々のガーデンを展開し、家族で楽しめる様々な楽しいイベントが用意されていて、この他に、 市内 6 カ所にサテライト会場を設け、街かどの花壇をはじめ、各会場で八王子の魅力を紹介・発信されていて参考となりました。

3 中部地方インフォメーションプラザ観光案内所について

新宿駅南口に平成28年7月に、京王電鉄㈱により新設された新宿駅南口観光案内所の観光PRブースを年間契約し、日本最大級といわれるバスターミナル利用者をはじめ、増加傾向にある訪日外国人等に本市の魅力を映像に合わせ紹介し、特産品であるワイン、木曽漆器のディスプレイとパンフレットを設置し、スタッフによる多言語による観光案内にも対応しており、視察に訪れた午後4時半ごろも、訪日外国人をはじめ多くの客で賑わっていました。

この案内所で本市の観光情報を発信し、ワイナリーフェスタや奈良井宿エリアのツアーを企画し「京王観光キングツアー」による送客も行っているとのことでした。

4 銀座 NAGANO について

平成 26 年 10 月に開設された、長野県信州首都圏総合活動拠点「銀座 NAGANO~しあわせ信州シェアスペース~」を視察しました。

この場所は、東京都中央区銀座に位置し、1日当たり約2千200人程度の 来館者があり、イベントの実施、移住交流・就職相談コーナーやワーキングス ペースのフロアを備え、長野県と「つながる」長野県を「シェアする」最先端 の情報を発信する拠点を目指す姿として運営されていました。

視察時にも多くの来館者があり、開設から3年を経過し、たくさんの情報発信に努力したことから多くの皆さんに認められたお陰で、活気あふれる充実した事業運営がされていることを伺い知ることが出来ました。

5 新豊洲 Brillia ランニングスタジアムの施設について

この施設は、東京オリンピック・パラリンピックにおいて、トップパラリンピア育成支援の拠点として、ランニングをテーマに地域コミュニティを形成する機能を持つ施設で、トレーニングをしながら義足の調整や開発を行い、2020年のパラリンピックや様々な大会で活動するランニングの聖地を作り出すことを目的としています。

施設は、北部地域拠点施設の資材に活用される、新しい木造建築材「CLT」(注:板状に製材・乾燥した板を繊維方向が直交するように重ねて接着した板状の材料)を使用した木造の建築物で、新しい建築資材として注目されている CLT を目にすることができたことは、北部地域拠点施設建設に向けて参考となりました。



6 ①須坂市における市街化調整区域内の土地利用規制の一部緩和について

須坂市は、昭和 46 年に市街化区域と調整区域に区域区分を行い、これにより無秩序な都市の拡大は抑制され、農林業の振興と自然や農村集落環境の保全が図られてきました。

しかし、市街化調整区域は開発が規制されてきたことから、市街化区域と比較して人口が著しく減少する状況が生じました。

そのため、都市計画法第34条第11号の規定に基づく区域指定による土地利用規制の一部緩和を行うことにより、市街化調整区域内にある既存集落の人



口減少を抑え、地域の伝統文化やコミュニティの維持、良好な農村集落の形成を 図ることとしました。

指定される区域は市街化区域に隣接し、 又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件 から市街化区域と一体的な日常生活圏を 構成していると認められる地域で、概ね 50以上の建築物が連たんする長野県の 条例に適合する区域とし、これまでのような農家住宅や分家住宅等でなくても、 許可を得ることにより戸建住宅や小規模な店舗等をだれでも建築することが可能となりました。

平成28年には、市内5地区の一部において県知事の指定を受けたとのことです。

しかし、区域指定されても無条件で建築できるわけではありません。この制度を利用する場合は、市街化調整区域であることから従来通り県知事の開発許可が必要となります。また、農地を宅地にする場合には農地転用許可が必要となることから、予め農業委員会に転用の可否を問い合わせることが必要とのことでした。

なお、指定を申請する地区の同意を得るための同意書は、該当する地区の区 長さんの同意書が必要となるとのことで、本市におけるこの件について、大変 勉強となりました。

②ラウンドアバウト (環状交差点)の導入

複数の交差点が集中する交差点の出会い頭事故の防止やスムーズな交差点通 過を進めるために有効とされ、交通安全の観点からも注目されているラウンド アバウト(環状交差点)を須坂市においては2か所設置していました。この交

差点では信号機が無く、交差点通過の時間短縮が図られ、市が行った改良後のアンケートによると、安全確認のしやすさ、出会い頭の事故等の減少、通りやすさ、交差点の安全性に高い評価を得ているとの説明を受け、本市においても、効果の期待できる交差点に導入出来るよう、今後真剣に検討してみたいと感じました。

